

智泉幼児保育専門学校の教育目標と3つのポリシー

1 本校の教育目標

学校法人後藤学園の建学の精神は、「広く産業経済界に有為な人材を育成し個性豊かな子弟を送り出す」であり、教育方針を「形から心を養う実学教育」、その具体的実践項目を「礼儀・感謝・奉仕」と定め、これらを建学の理念としている。

この建学の理念のもと、本校の教育目標を次のように定めている。

学園建学の精神と教育方針をふまえ、社会人としての基礎的教養と保育士に求められる倫理観に裏付けられた専門知識や実践的技能を習得させるとともに、豊かな人間性と礼儀・感謝・奉仕の精神、保育の専門職としての誇りと使命感を持ち、「やめない」保育士として地域社会の発展に貢献できる有為な人材を育成する。

2 アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

智泉幼児保育専門学校は、上記の教育目標に基づき、次のような人材を求める。

- (1) 高等学校の教育課程における基礎的な知識・技能を修得している人。
- (2) 保育・幼児教育を学ぶ明確な意志を持つ人。
- (3) 他者と協働して学ぼうとする意欲を持つ人。
- (4) 他者への思いやりを持ち、子どもと接する責任感や感性の豊かな人。

3 ディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）

上記の教育目標をふまえ、智泉幼児保育専門学校の所定のカリキュラムを履修し、次のような資質・能力を身につけた学生に卒業を認定するとともに、専門士の称号を授与する。

- (1) 社会人としての教養と倫理観、「礼儀」「感謝」「奉仕」などの豊かな人間性を身につけ、保育・幼児教育の専門職としての誇りと責任感を備えている。
- (2) 保育・幼児教育に関する専門的知識と実践的技能、及び子どもの最善の利益を尊重しながら専門性の向上に努めようとする意欲を身につけている。
- (3) 保育・幼児教育に関する多様な問題に関心を持ち、他者との協働をもとに考察・改善しようとする姿勢を身につけている。

4 カリキュラム・ポリシー（保育士養成課程編成・実施の方針）

智泉幼児保育専門学校では、カリキュラムを以下の方針に基づき編成する。

- (1) 保育者養成のための専門科目は、保育士資格取得のための科目で編成し、専門的知識・技能を体系的に学ぶ。
- (2) 教養科目は、社会人としての教養と倫理観、豊かな人間性を身につけ、コミュニケーション力の向上を図るための科目で編成する。
- (3) 専門的知識・技能を教科で学び、段階的な実習を通してその都度明らかとなった自身の課題を解決しながら、繰り返し実践的応用力を高めることができるカリキュラムを編成する。
- (4) 保育内容については、特に表現領域を重視し、音楽表現、造形表現、身体表現、総合表現に関する科目を重点的に配置する。

○ 卒業及び進級の認定に関する規定 <資料>

学 則

第 5 章 成績考査及び卒業（抜粋）

（課程修了の認定及び卒業・資格の取得）

第 20 条 学校長は、第 5 条に定める各科目の成績評価に基づいて、課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

（称号の授与）

第 21 条 前条により、次に掲げる学科を終了した者には各専門分野の専門士の称号を授与する。

保育学科を修了した者は専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号

教務に関する規則（抜粋）

第 6 章 進級及び卒業の認定

第 14 条 進級の認定

1 進級の認定は、進級判定会議で審議の上、学校長が行う。

2 次の各項を全て満たしている場合は、進級を認定する。

（1）本校第 1 学年の所定の教育課程を履修し、その全科目の単位を修得していること。

（2）出席日数が年間出席すべき日数を満たしていること。

（3）第 1 年次の学納金が指定期日までに納入されていること。

3 前項のいずれかを欠く場合は、進級判定会議で審議の上、学校長が進級または原級留置等の措置を決定する。

第 15 条 卒業の認定

1 卒業の認定は、卒業判定会議で審議の上、学校長が行う。

2 次の各項を全て満たしている場合は、卒業を認定する。

（1）本校の所定の教育課程を履修し、その全科目の単位を修得していること。

（2）出席日数が標準出席日数を満たしていること。

（3）学納金が指定期日までに納入されていること。

3 前項のいずれかを欠く場合は、卒業判定会議で審議の上、学校長が卒業または原級留置等の措置を決定する。